

国土形成計画と首都圏整備計画について

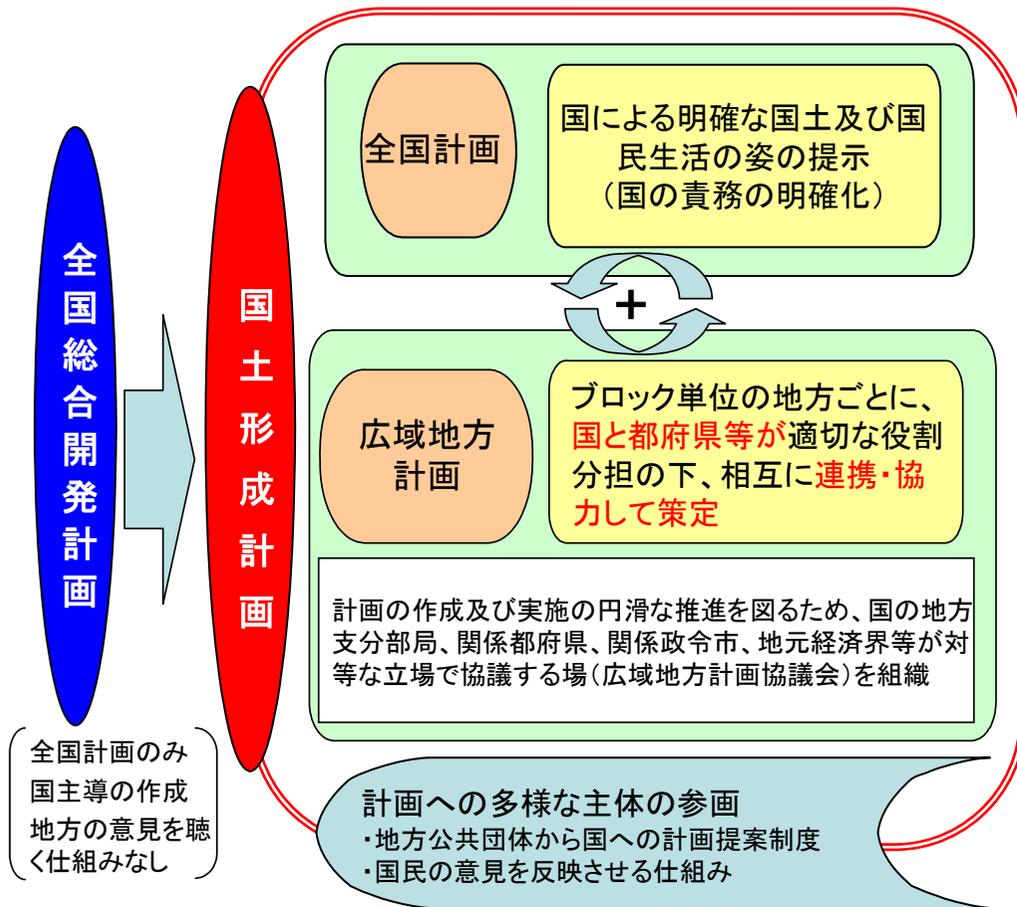
1. 「国土計画制度の改革」のポイント
2. 新たな国土形成計画制度の枠組み
3. 国土形成計画の策定のスケジュール(予定)
4. 広域地方計画区域について
5. 首都圏整備法のしくみ
6. 国土形成計画と首都圏整備計画

「国土計画制度の改革」のポイント

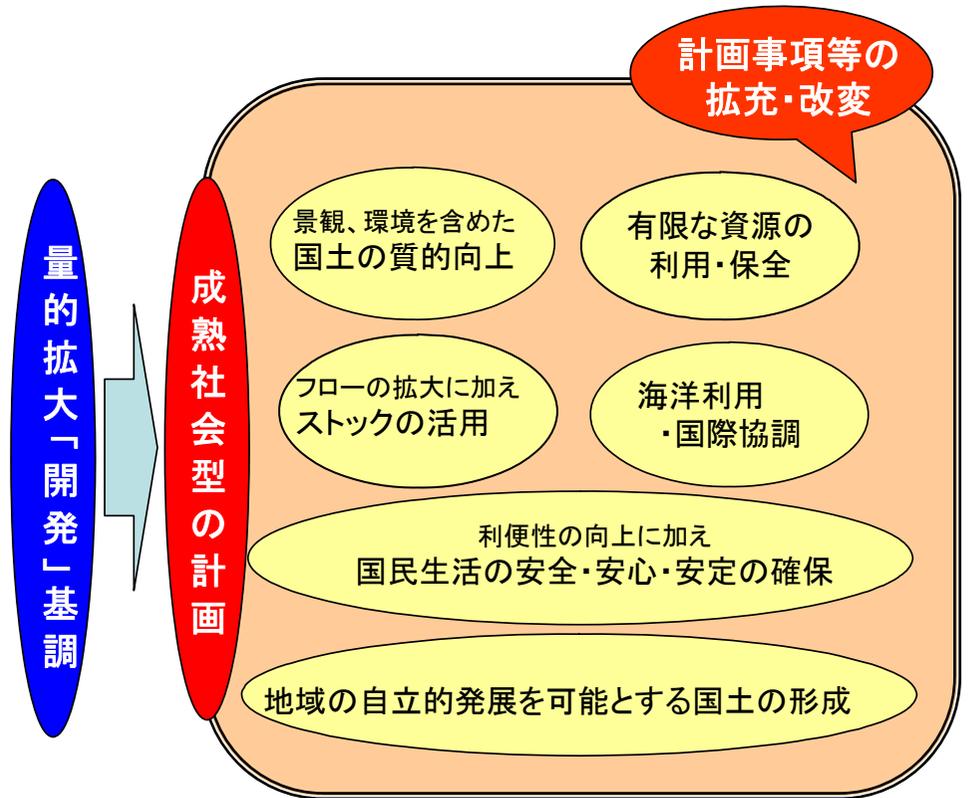
総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(国土形成計画法)

※平成17年7月29日公布、12月22日施行

国と地方の協働によるビジョンづくり



開発中心からの転換



※この他、国土利用計画との一体作成、大都市圏整備に関する計画の合理化、地方開発促進計画の廃止など、国土計画体系の簡素化・一体化を図り、国民に分かりやすい国土計画に再構築する。

新たな国土形成計画の枠組み

全国計画

総合的な国土の形成に関する施策の指針
(府省横断的な計画)

【計画の内容】

- ・国土の形成に関する基本的な方針
- ・国土の形成に関する目標
- ・全国的な見地から必要とされる基本的な施策
(個別事業名は原則として記述しない)

国土交通大臣が案を作成

国土審議会の
調査審議

都道府県・政令市
からの意見聴取

パブリックコメント

閣議決定

都道府県・政令市から計画作成・変更提案

基本とする

広域地方計画

2以上の都府県の区域で政令で定める区域

広域地方計画区域における国土形成の計画

【計画の内容】

- ・当該区域の国土の形成に関する方針
- ・当該区域の国土の形成に関する目標
- ・広域の見地から必要とされる主要な施策
(個別事業名を含む)

国の地方
支分部局

関係都府県

広域地方計画協議会
対等な立場で協議

関係政令市

地元経済界等

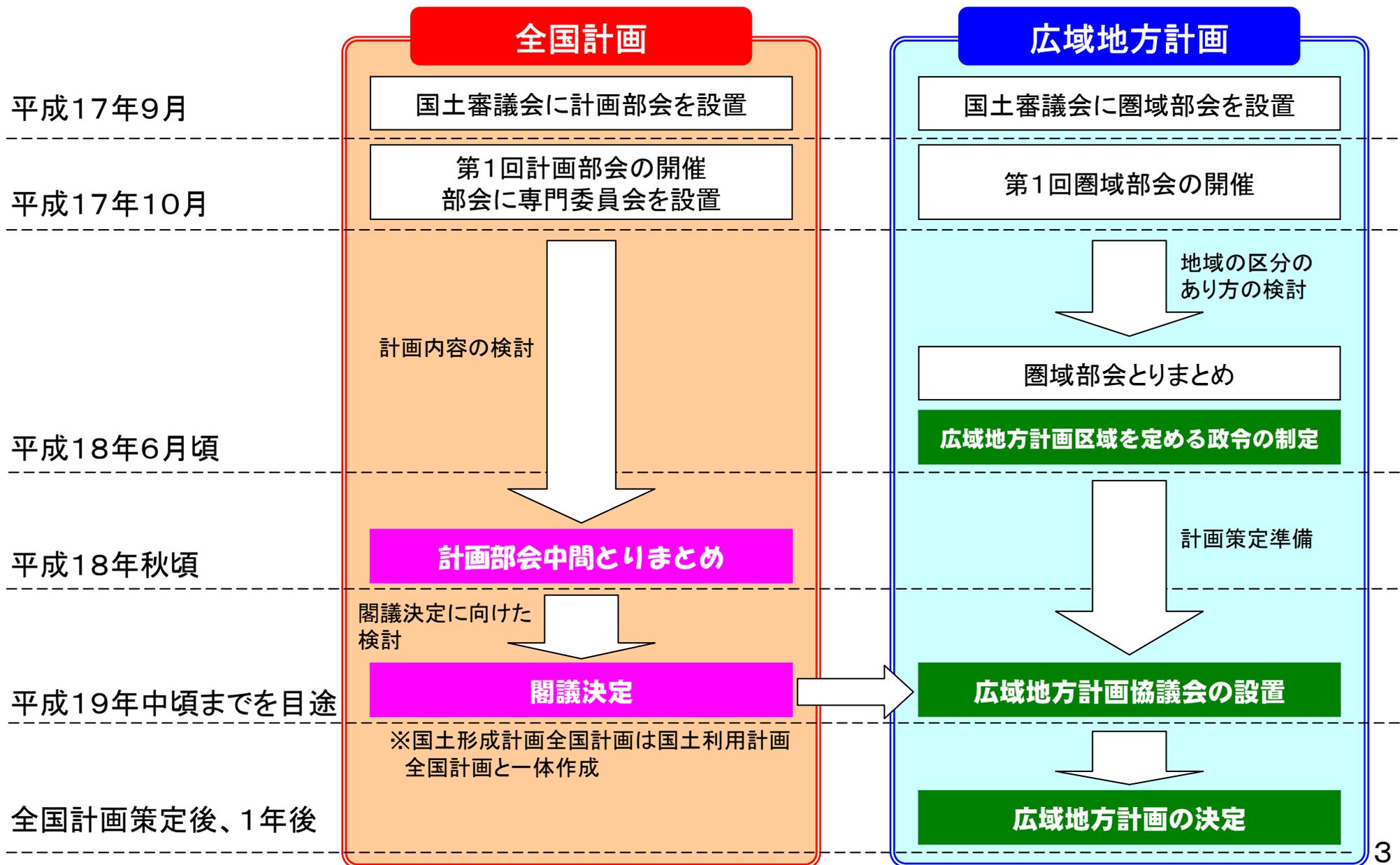
学識経験者
からの意見聴取

パブリック
コメント

国土交通大臣が決定

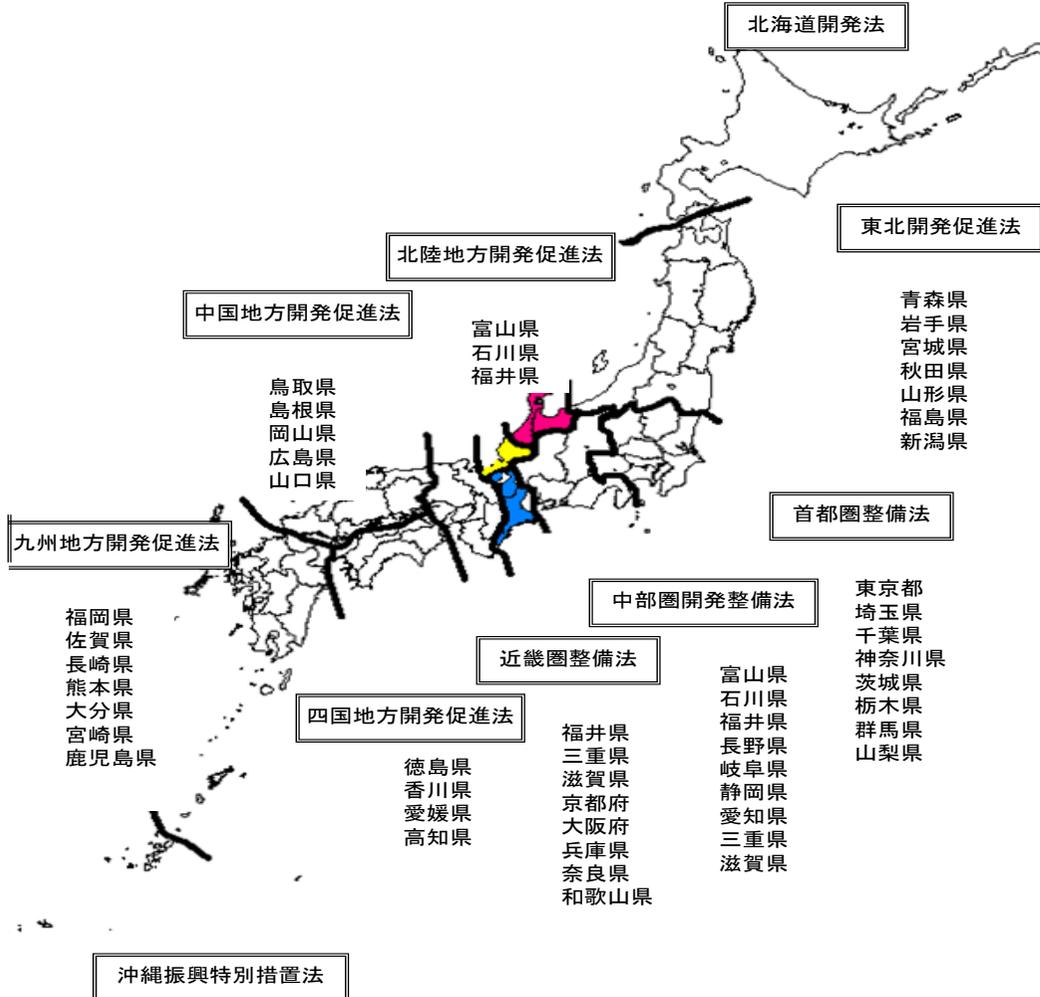
市町村から計画作成・変更提案(都府県経由)

国土形成計画の策定スケジュール(予定)



広域地方計画区域について

これまでのブロック計画の計画圏域



※福井県は近畿圏整備法、中部圏開発整備法、北陸地方開発促進法の計画圏域に重複
 ※富山県、石川県は中部圏開発整備法、北陸地方開発促進法の計画圏域に重複
 ※三重県、滋賀県は近畿圏整備法、中部圏開発整備法の計画圏域に重複

広域地方計画区域設定の考え方

自然、経済、社会、文化等において
密接な関係が相当程度認められる区域

二以上の都府県の区域
(都府県の区域は分割しない)

一体として総合的な国土の形成を
推進する必要がある区域

北海道及び沖縄県を除く45都府県を
重複なく、隙間なく、多くとも10程度の
区域に大括りに区分

- 広域地方計画協議会には、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体、地元経済界その他密接な関係を有する者を加えることができる。
- 計画内容は、広域地方計画区域における国土の形成に関する①方針、②目標、③広域の見地から必要とされる主要な施策(特に必要があると認められる区域外にわたるものを含む)を定める。

首都圏整備法のしくみ

首都圏整備法（昭和31年制定）

政策区域制度

既成市街地

産業・人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る区域

〔東京23区、三鷹市、武蔵野市、横浜市、川崎市、川口市〕

近郊整備地帯

既成市街地の近郊で、無秩序な市街地化を防止するため、計画的な市街地として整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域

近郊緑地保全区域

近郊整備地帯内の緑地のうち、その保全によって首都等の住民の健全な心身の保持、増進等を図る区域

都市開発区域

既成市街地への産業・人口の集中傾向を緩和し、首都圏内の産業・人口の適正な配置を目的に工業都市・住居都市等として発展させる区域

首都圏整備計画

☆国土計画体系の見直しにあわせて従来の基本計画と整備計画を1本化

- ・基本計画（S33年から5度策定，現行計画：H11～27年度，17年間）
- ・整備計画（現行計画：H13～17年度，5年間）

近郊整備地帯及び都市開発区域 に対する優遇措置

- ・財特法による財政上の特別措置
- ・固定資産税、不動産取得税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補填措置
- ・特定の事業用資産の買換えの特例等

業務核都市の支援

（多極分散型国土形成促進法）

- 中核的民間施設に対する
- ・事業所税の控除
- ・日本政策投資銀行による出融資制度

首都圏政策区域図



国土形成計画と首都圏整備計画

